消防本部特定事業主行動計画　実施計画

令和８年

伊勢崎市消防本部

１　はじめに

本市では、令和８年度に「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の両法に基づく各事業主行動計画を統合し、包括的な計画として「伊勢崎市特定事業主行動計画」を改定しました。

これを受け、消防本部では、「伊勢崎市特定事業主行動計画」に伴う計画である「消防本部特定事業主行動計画　実施計画」を改定することとしました。

消防本部においては、業務の特殊性や執務環境面の課題により、従来から女性消防職員の割合が低い状況にあります。

一方、人口減少社会を迎え、これまで以上に自助・共助・公助が一体となって地域防災力を発揮する必要に迫られており、地域社会では女性が半分を占めていることもあり、公助を担う消防においても、より多くの女性が参画、活躍することで、消防・防災体制の一層の向上に繋がると考えられます。

また、多様な視点でものごとを捉える組織風土、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、組織の活性化、組織力の強化、士気の向上が図られます。

これらのことから、消防本部における女性消防職員の拡充には、大きな意義があり、今後も女性職員の登用や活用に積極的に取り組みます。

２　計画期間

令和８年度から１２年度までの５年間を計画期間とします。

３　計画の対象職員

消防業務に携わる全ての消防職員を対象とします。

４　具体的な内容

（１）女性消防吏員の割合

消防本部における女性消防吏員の割合を５％とすることを目指します。

年度	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７		Ｒ１２
職員数	262	266	266		280
女性吏員数	10	10	10	⇨	14
女性吏員割合	3.82%	3.76%	3.76%		5.00%
女性採用申込数	5	5	1		－

（２）女性の採用申込者数の増加

女性が消防業務に興味を持ち、関心を抱いてもらうためのポスターやリーフレットを積極的に活用するほか、大学や高校に直接赴き、必要に応じて女性消防職員を派遣するなどして、女性の視点から見た消防業務のやりがいや必要性などを説明し採用申込者の増加につなげていきます。

（３）消防庁舎などの施設整備

現場活動を行う女性消防職員が安心して活躍するためには、仮眠室やシャワー室など女性専用施設が別途必要となります。消防庁舎の全てに、これらが整備されれば女性の活躍する場所はさらに広がり、多様な活躍も期待できますので、今後も継続し施設の整備を進めていきます。

（４）女性が携わる職務の拡充

事務や救急業務など、既に多くの女性職員を登用した実績や既定概念にとらわれることなく、適材適所を最優先としたうえで、全ての消防業務や配属先を検討の対象に、女性職員の携わる職務や職域を拡充していきます。

（５）ハラスメントの防止対策

圧倒的に男性職員が多数を占めるなかでの、女性職員の２４時間勤務については、通常よりさらに厳格なハラスメント防止策の必要があります。所属長をはじめとする管理職員が、その認識のもとに職場の雰囲気を醸成し、全ての男性職員が女性の立場にたちハラスメントを理解するとともに対策を施して、女性が働きやすい職場環境の実現に努めていきます。

（６）「伊勢崎市特定事業主行動計画」の適用除外

「伊勢崎市特定事業主行動計画」については、一般職の職員全般を対象とした包括的な行動計画であり、消防組織やその業務に一部合致しない計画部分があります。特に「女性職員の人材育成・キャリア形成支援」の数値目標については、女性職員の割合が全く異なることから、消防本部については適用の除外項目とします。

５　おわりに

消防はかつて、男性中心の組織であるという認識が根強くありましたが、本市消防本部で女性消防職員が現場に配属されるようになってから、二十年以上が経過しました。

一部の制約はあるものの、実際に現場活動に従事すれば男性と遜色ない活動を行い、異なった角度から質の高い消防サービスを提供することが実現しています。

女性のさらなる活躍が、組織力の向上となり、市民サービスに繋がることを念頭に、本実施計画の実現に向け今後も取り組みを継続していきます。